

資 料 1
平成28年度第2回
関東地方整備局
事業評価監視委員会

平成28年度第2回 事業評価監視委員会審議案件一覧

事業名	事業箇所名	再評価理由 (事後評価)	事務局(案)						審議結果	事業採択 年度	前回 評価 年度	今回評価 B/C (全体)	左記(a)~(f)の項目の内容	備考
			特に重点的な審議を要する案件(案)											
			(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)						
河川	1	荒川直轄河川改修事業	⑤	重点	○					S48	H26		(a)事業計画が顕著に変更された事業	
	2	中川・綾瀬川直轄河川改修事業	④	一括						S55	H25			
	3	鶴見川直轄河川改修事業	④	一括						H19	H25			
	4	富士川直轄河川改修事業	④	一括						H17	H25			
	5	思川開発事業	⑤	重点					○	S44	H27		(f)ダム事業の検証に係る検討の対象施設	
営繕	6	栃木地方合同庁舎	④	一括						H21	H25			

**審議件数(再評価) 4件 : 一括
2件 : 重点**

- ◆再評価理由
- ①: 事業採択後3年間に経過した時点で未着工の事業
 - ②: 事業採択後5年間に経過した時点で継続中の事業
 - ③: 準備・計画段階で3年間に経過している事業
 - ④: 再評価実施後3年間に経過している事業
 - ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

- ◆重点審議案件の選定
- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
 - (b) 推定便益が顕著に減少する事業
 - (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
 - (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
 - (e) 特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業
 - (f) その他の要因

- ◆一括審議案件の選定
- 前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、一般審議案件等として扱う。